

# 高齢者求職者給付金（一時金）を受給する皆様へ

👉 正しく申告し、正しく受給しましょう



正しく

失業認定申告書は、ありのままに記入してください。

ハローワーク川崎イメージキャラクター  
はなさきちゃん

## 1. 仕事を行った時、就職が決まった時は、その事実をありのままに申告してください。

✔️ パート、アルバイト、内職や  
手伝いをした時



失業認定申告書 1 欄には

- 「ア した」に○
- 左の空欄に 働いた日付  
1日の労働時間

を記入してください。

✔️ 就職が決まったとき  
(試用期間や研修期間も含む。)



失業認定申告書 4 欄には

- 「ア」に○
- (1)~(3)のいずれかの就職経路に○
- 就職日
- 事業所名、所在地、電話番号

を記入してください。

併せて、雇用保険給付課までご連絡ください。

## 2. パート・アルバイト勤務をされている方へ

失業認定申告書では週20時間未満と申告され、認定・支給した後に、さかのぼって事業所で雇用保険の加入手続きがなされ、一時金を返還していただく事例が多く発生しています。

勤務条件について、「週の所定労働時間が20時間以上」や「雇用保険加入」とならないか、再度、事業所に確認をしてください。申告した内容と異なる場合は、速やかに雇用保険給付課までご連絡をください。

## 3. このような方は、一時金が受給できません

- 就職（見習い、試用期間、研修期間を含み収入の有無を問いません。）している。
- 病気やケガですぐに就職することができない。（労災保険の休業補償給付や健康保険の傷病手当金などの受給中も含む。）
- 親族の看護などですぐ就職することができない。
- 定年などにより離職してしばらくの間、休養する。
- 家事手伝いや農業、商業など家業に従事し、就職することができない。
- 自営業（準備を含む）をしている。※収入の有無は問いません。
- 会社などの役員に就任している。（活動や報酬がない場合はハローワークでご確認ください。）

⇒裏面もお読みください。



例えば、働いていることを申告せず一時金を受給すると、不正受給となり、処分を受ける場合があります。

### 返還命令

不正に受給した金額やそれ以降に受給した金額も全額返還しなければなりません。

### 納付命令

返還命令の金額の2倍に相当する額以下の金額を納めなければならない場合があります。

### 支給停止

正しい申告をしなかった日以降、一切の給付を受けることができなくなります。

もし、不正受給の金額が20万円とすると...

支給停止処分と併せて、60万円以上を納めなければならない場合があります。

#### 返還命令

(不正受給金)

20万円

+

#### 納付命令

[不正に受給した金額の2倍相当額]

40万円

+

#### 延滞金

年利率3%

[返還命令分  
納付命令分]

=

以後の

#### 支給停止

不正受給処分金額  
60万円+延滞金

不正受給は、こんな方法で調査を行っています。

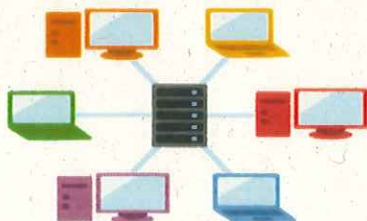


注意してね

#### コンピュータシステム

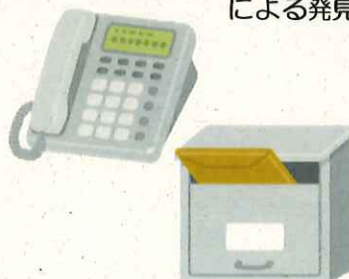
による発見

(雇用保険の受給記録は事業所からの届出と照合されます。最も多い事例です。)



#### 電話や投書などの通報

による発見



#### ハローワークの事業所調査

などで発見



受給のための申告で迷ったとき、困ったときは、ハローワークの窓口にご相談ください。

ハローワーク川崎 雇用保険給付課 (044-244-8690 (11#))